

大川尻沢小水力発電所（仮称）整備運営事業
に　　関　　す　　る　　実　　施　　方　　針

令和7年12月

青森県風間浦村

目 次

第1 特定事業の選定に関する事項	- 1 -
1. 特定事業の事業内容に関する事項	- 1 -
2. 特定事業の選定方法に関する事項	- 4 -
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	- 5 -
1. 民間事業者の募集及び選定	- 5 -
2. 民間事業者の選定方法	- 5 -
3. 民間事業者の選定手順	- 5 -
4. 選定委員会の設置	- 6 -
5. 提出書類の概要	- 6 -
6. 応募者の参加資格要件	- 7 -
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	- 9 -
1. 事業者の責任の明確化に関する事項	- 9 -
2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項	- 9 -
第4 本発電所の立地並びに規模及び配置等に関する事項	- 10 -
1. 立地に関する事項	- 10 -
2. 本発電所の計画に関する事項	- 10 -
第5 配布資料、提案書及び協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	- 11 -
1. 疑義が生じた場合の措置	- 11 -
2. 管轄裁判所の指定	- 11 -
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	- 12 -
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	- 12 -
2. 事業の継続が困難となった場合の措置	- 12 -
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	- 13 -
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	- 13 -
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	- 13 -
3. その他の措置及び支援に関する事項	- 13 -
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	- 14 -
1. 本事業において使用する言語	- 14 -
2. 書類作成に係る費用	- 14 -
3. 実施方針の公表に関する事項	- 14 -
4. その他	- 14 -
5. 問合せ先	- 15 -

第1 特定事業の選定に関する事項

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大川尻沢小水力発電所（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称

大川尻沢小水力発電所（仮称、以下「本発電所」という。）

(3) 公共施設等の管理者等

青森県風間浦村長 富岡 宏

(4) 事業の目的

青森県風間浦村（以下「村」という。）では、「2050年カーボンニュートラル」に向けた取り組みとして、令和5（2023）年3月に「風間浦村ゼロカーボンシティ」宣言の表明を行い、官民挙げて脱炭素化の取組みを行っているところである。

小水力発電とは、水の落差を利用した発電で、クリーンな循環エネルギーである水力を利用しているため、他の地域へ環境負荷を与えることがない一方で、太陽光発電のように天候の影響を受けにくいため、安定した電力の供給が可能であるという特徴がある。村内の大川尻沢を設置場所として小水力発電を行い、従来は村外から得ていた再生エネルギーを置き換えることで、地域に環境負荷を与えることなく、電力の地産地消を実現することが期待される。また、小水力発電による売電収入により、一定の収入を獲得可能であると想定されることから、その収入の一部を村の総合戦略等に沿った地域貢献のための事業に用いることで、資金の効率的かつ効果的な活用につなげることができると期待できる。

小水力発電所の設置及び運営並びに地域貢献のための事業を民間の創意工夫に委ねることで、より効率的かつ効果的な運営及び独創的な地域貢献のための事業の実施が期待されることから、民間事業者に小水力発電所の設置及び運営、並びに地域貢献のための事業の実施を行って頂くこととした。

これらを踏まえ、本発電所が、電力の地産地消と、地域に対してその利潤を還元するサイクルを推進する原動力となることを目的として、本事業を実施する。

(5) 事業の概要

本事業においては、事業者自身が、低圧での水力発電事業を設計・建設した上で発電と売電を実施して固定価格買取制度に基づく売電収入を得ることで事業性を確保することを想定しているが、単に発電事業による利益の追求を主目的とするものとはせず、地域振興、地域活性化、地域との共生を主題とした事業とすることを予定している。かかる観点から、事業者には、売電収入の一部を用いて地域還元事業を事業者の創意工夫に基づく内容にて実施することを求めるものとする。このように、地域の資源を活用した水力発電による事

業性を確保しながら、その利潤を地域に還元されるような発電事業の仕組みづくりを行うことを重視している。

本事業の実施に当たっては、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用し、効率的・効果的な事業推進を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づいて行う。

（6）特定事業の業務内容

特定事業として事業者が実施する業務は、次に掲げるものとする。

① 発電所施設の設計・建設業務

本発電所においては、固定価格買取制度における水力発電に係る、新設区分の買取単価の活用を前提とし、発電設備を設計・建設するものとする。したがって、固定価格買取制度における水力発電に係る、発電設備の新設を主な対象とした調達区分に該当するために必要となる申請、解体撤去、設計、建設工事等、必要となる一切の業務を、事業者の責任及び費用で実施するものとする。

② 運営維持業務

事業者は、本発電所の運営維持業務として、以下の業務を実施する。

- ・巡視及び点検
- ・測定及び調査
- ・運用
- ・記録
- ・運転制御
- ・設備の保護・修繕・保全
- ・緊急時対応、災害対応
- ・その他施設の運営維持に必要な業務

③ 地域還元事業に係る業務

事業者は、村の地域に貢献する事業（以下「地域還元事業」という。）を実施するものとする。

地域還元事業の内容については、事業者の創意工夫に委ねるものとし、その具体的な内容（事業者が得る収益の一定割合を金銭にて村に対して支払うものでもよい。）を提案書に記載するものとする。

④ 原状回復業務

事業者は、本発電所の設備の撤去を含む原状回復工事を行うものとする。

（7）事業方式

土地を借り受け、PFI法に基づき、事業者が自ら提案した設計・建設を行った後、村から設置許可を受けた上で、事業者が当該施設の所有権を保有したまま、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を実施するBOO(Build-Own-Operate)方式により行う。

(8) 土地等の使用に関する事項

本発電所設備設置に係る村有地の使用料は無償とすることを予定している。

(9) 事業期間（予定）

事業契約締結から令和29（2047）年3月31日までとする。ただし、本発電所の建設作業が合理的な理由で遅延した場合（事業者の帰責性がないものに限る。例えば、一時的な資材の高騰や周辺地域での災害を想定している。）には、村が、事業契約期間を本発電所供用開始から20年までとすることを認めることがある。

(10) 事業スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和 8（2025）年3月	事業者との事業契約締結
令和 9（2026）年4月頃	事業者による本発電所供用開始
令和29（2046）年3月31日	本発電所の供用終了・原状回復

(11) 事業者の収入

事業者は、固定価格買取制度における水力発電に係る売電収入のうち、特定事業実施により生じた費用を除く収益を收受できるものとする。

(12) 事業者が実施する業務について

事業者は、事業契約書等に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する費用を負担しなければならない。

(13) 有資格者の選任・届出

事業者は、自身の費用と責任で、電気主任技術者を配置するものとする。

(14) 本事業の実施に関する協定等

村は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、次に掲げる協定等を締結する。

① 基本協定

村は、選定された民間事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、基本協定書（案）は、募集要項等において示す。

② 事業契約

村は、基本協定の定めるところにより、村議会への報告を経た後に、事業契約を締結する。

なお、事業契約書（案）は、募集要項等において示す。

（15）遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関係する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守する。

なお、関連法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者の負担によりその許認可等を取得しなければならない。

（16）事業期間終了時の措置

本発電所施設については、原則として全て事業者の責任及び費用負担により撤去・原状回復するが、協議の上で残置を認める場合がある。また、村又は村が指定する第三者は、事業実施のために事業者の所有する資産のうち、必要と認めたものを買い取ることができる。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

（1）選定基準

村は、本事業をPFI法に基づく特定事業として実施することで、本事業を効率的かつ効果的に実施でき、サービス水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業に選定する。

（2）選定結果の公表

村は、本事業を特定事業として選定した場合には、その結果を評価内容とあわせて、ウェブサイト等を用いて速やかに公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても、同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定

村は、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者の募集を行う。

2. 民間事業者の選定方法

民間事業者の選定は、以下のとおり、参加資格の確認、提案審査の2段階により実施することを想定している。

（1）競争参加資格の確認

本事業への参加を希望し申請書類を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）が「6. 応募者の資格要件」を満たしていることを確認する。

（2）提案審査

第2.2.（1）を通過した応募者から、具体的な業務の実施方法等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、優先交渉権者を決定する。

3. 民間事業者の選定手順

本事業を特定事業として実施する場合、村は、以下の手順により、民間事業者を選定することを予定している。具体的な日程は、募集要項等において示す。

日 程	内 容
令和7（2025）年 12月	実施方針の公表
令和7（2025）年 12月	特定事業の選定・公表
令和7（2025）年 12月	募集要項等の公表
令和8（2026）年 1月	提案書の受付・締切
令和8（2026）年 2月	優先交渉権者の決定及び公表
令和8（2026）年 3月	基本協定締結
令和8（2026）年 3月	事業契約締結・本事業の開始

（1）募集要項等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、募集要項等を、村ウェブサイトにおいて公表する。

（2）募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等に記載の内容について、必要な範囲で質問を受け付ける。

（3）参加資格確認書類の受付及び確認結果の通知

本事業への参加資格確認書類を受け付ける。確認結果は速やかに通知する。

（4）提案審査書類の受付

参加資格が認められた応募者に対し、提案審査書類の提出を求める。

（5）落札者の決定・公表

審査結果及び落札者については、速やかに応募者に通知するとともに公表する。

4. 選定委員会の設置

事業者の選定に際しては、学識経験者と村職員により構成される選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

5. 提出書類の概要

（1）提出書類の内容

競争参加資格の確認として、参加表明書及び参加資格確認書類等の提出を応募者に求める。提案審査においては、次に掲げる事項を主な内容として含む提案書の提出を求めることを予定している。

- ① 事業計画に関する提案
- ② 施設整備に関する提案
- ③ 維持管理に関する提案
- ④ 地域還元事業に関する提案

（2）提出書類の取扱い

① 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、村が公表、展示その他本事業に関して認める範囲において、村はこれを無償で使用することができる。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

③ 資料の公開

村は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて応募者から提出された提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

6. 応募者の参加資格要件

（1）応募者の構成

- ① 本事業には、第1.1.(6)に掲げる業務を実施することを予定する単独の企業（以下「単独企業」という。）又は、複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）が、応募することができる。
- ② 単独企業の場合は、当該企業を事業者とし、応募手続を行うこと。
- ③ 応募グループの場合、応募グループを構成する企業（以下「参加企業」という。）の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。
- ④ 参加企業の変更は認めない。ただし、提案書の提出期限までの期限に限り、参加企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、村と協議するものとし、その事情を検討の上、村が認めた場合はこの限りではない。
- ⑤ 参加企業のいずれかが、他の参加企業でないこと。
- ⑥ 参加企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）が、他の参加企業でないこと。

（2）応募者に共通の参加資格要件

次の全ての項目を満たしている必要がある。なお、複数企業等によるグループで応募される場合は、その全ての参加企業について、次の全ての項目を満たしている必要がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当する者でないこと。
- ② PFI法第9条の各号のいずれにも該当する者でないこと。
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体及びその役職員又は構成員（以下「③に掲げる団体等」という。）でないこと。
- ④ 風間浦村暴力団排除条例（平成23年9月16日風間浦村条例第12号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者の該当者（以下「④に掲げる暴力団等」という。）でないこと。
- ⑤ ③に掲げる団体等及び④に掲げる暴力団等から委託を受けた者並びに④に掲げる暴力団等の関係団体及びその役職員又は構成員でないこと。
- ⑥ 風間浦村暴力団排除措置要綱（平成24年風間浦村要綱第5号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員と密接な関係を有

する者でないこと。

- ⑦ 風間浦村指名停止要綱（平成18年風間浦村訓令第3号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑧ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、村が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）でないこと。
- ⑨ 応募申込みをした日から過去1年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者でないこと。
- ⑩ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2及び第180条の5に該当する者でないこと。
- ⑪ 村と本事業に関するアドバイザリー契約を締結した者（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）でないこと。なお、本事業に係るアドバイザリー契約を締結した企業は、有限会社下北測量（青森県むつ市新町37-18）である。

（3）競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認基準日は、参加資格確認書類の提出期限の最終日とする。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 事業者の責任の明確化に関する事項

（1）基本的な考え方

本事業における業務遂行上の責任は原則として事業者が負うものとする。ただし、村が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、村が責任を負うものとする。

（2）予想されるリスクの責任分担

予想されるリスク及び村とPFI事業者の責任分担の詳細については、必要に応じて、今後募集要項等に示す事業契約書（案）に記載することとする。

2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項

（1）監視の方法等

村は、事業者が事業契約に基づいて本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財政状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

（2）改善要求

村は、維持管理業務において、事業者の帰責事由により要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に維持管理業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求める。

第4 本発電所の立地並びに規模及び配置等に関する事項

1. 立地に関する事項

敷地の概要は次のとおりである。本発電所設置に使用する敷地は、村有地又は国有林のみとすることを想定している。

[・事業実施場所 青森県下北郡風間浦村大字下風呂地内]



地図は地理院地図を使用

2. 本発電所の計画に関する事項

発電設備の概要は、以下のとおりである。

[・発電形式：水路式
・最大使用水量：0.094 m³/s
・有効落差：78.99 m
・最大出力：49 kW]

第5 配布資料、提案書及び協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

村が募集手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び事業者が提出した提案書並びに村と事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、村と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図る。

なお、このため、村及び事業者は、事業契約の締結後に双方が参画する関係者協議会を設置する。

2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、青森地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに村又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了する。

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合は、村は事業契約を解除できる。

この場合は、事業契約の定めるところにより、村は事業者に対して損害賠償の請求を行うことができる。

(2) 村の帰責事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できる。

この場合、事業者は村に対して損害賠償の請求を行うことができる。

(3) 村又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が

困難となった場合は、村及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法制上又は税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、村はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

3. その他の措置及び支援に関する事項

村は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、村と事業者で協議を行い、対応策を検討する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

2. 書類作成に係る費用

参加資格確認書類、提案書、質問の書類の作成及び提出等、本事業の応募に係る費用は、応募者の負担とする。

3. 実施方針の公表に関する事項

（1）担当部局

部 署 名：風間浦村企画政策課
住 所：〒039-4502 青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目28番地5
電 話：0175-35-2111
ファックス：0175-35-2403
E-mail：kikakuseisaku@kazamaura.jp

（2）実施方針に関する意見等の受付

① 受付期間

令和 7年12月5日（金）から

令和 7年12月12日（金）まで（必着）

② 提出先

上記（1）に同じ。

③ 提出方法

実施方針に関する意見等を簡潔にまとめ、電子メールにより提出する。

なお、電話により着信を確認すること。

（3）実施方針の変更

村は、民間事業者からの意見等を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

実施方針の変更を行った場合には、村のウェブサイト等への掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

4. その他

本事業に関する情報提供は、ウェブサイト等を通じて適宜行う。

5. 問合せ先

上記3.（1）と同じ。なお、実施方針の内容について電話等での直接回答は行わない。

以 上